

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・町長及び副町長のスケジュールの管理調整を図る秘書業務に関すること

・町民への情報提供を図るための広報紙およびホームページ等を活用した広報業務に関すること

・町政に対する住民の意見・要望を収集し、町民の声を政策に反映する広聴業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

秘書業務は、町長及び副町長のスケジュールや公務に関係する町民をはじめ、各種団体、法人、国や地方公共団体のために。広報及び広聴業務については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町ホームページ閲覧の推進		
指 標 名	町ホームページの閲覧数		
数値目標	初期値（平成30年度）		3,551,691件
	現状値（令和5年度）		1,686,681件
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	3,800,000件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	町ホームページを活用し、行政情報を周知します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

町ホームページアクセス数の増加により、より多くの町民に行政情報を伝達することができるようになります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

閲覧数が大幅に減少していますが、令和3年度のホームページのリニューアルにより、必要な情報ページにスムーズにアクセスできるようになったこと、また、新型コロナウイルス感染症の対応に関するページへのアクセスが突出していたものと捉えています。しかしながら、結果として数値が減少しているため、さらなる改善が必要であると認識しています。特に情報の即時更新が求められていますので、更新の管理を徹底する必要があります。一方、各SNSの登録者総数は令和4年度10,544件から令和5年度は14,285件と35%増となっていますので、さらなる充実を図り、登録者を増やすことによってより多くの町民に行政情報が伝わるよう努力してまいります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

ホームページの更新については、最新の情報掲載を心がけ、住民が知りたい情報をタイムリーに発信することを全庁的な課題として対応してまいります。常に新しい情報を掲載するよう関係部署に働きかけをしてまいります。さらには各SNSを積極的に活用し、町民に必要な情報や町の取り組みなどを発信し、町ホームページへのアクセス増につなげるよう努めていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	災害に強いまちづくり		
指 標 名	自主防災組織結成行政区数		
数値目標	初期値（平成30年度）		42団体
	現状値（令和5年度）		58団体
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	69団体
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	地域の実情にあった自主防災組織を設立及び育成します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

共助の中心を担う自主防災組織の設立により、地域防災力の強化を図ります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

自主防災組織の設立には地域住民の設立意向が必要となることから、設立の意思がない地区についての対応が課題となっています。特に、区長等から設立への前向きな意向を引き出しても、区の会合等で反対されてしまうこともあり、地域住民全体での防災意識の醸成が課題となっています。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

区長会等の会合や来庁時の窓口等の機会を捉え、未設置行政区の抱える課題に対する助力や自主防災組織の必要性・重要性を説明する機会をつくっていただくなど、未設置行政区への働きかけを一箇所ずつ行って参ります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	計画的な備蓄		
指 標 名	備蓄計画達成率（備蓄食料）		
数値目標	初期値（平成30年度）		83%
	現状値（令和5年度）		100%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	災害の発生に備え、保存食料の備蓄を進めます。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

災害時における食料品の確保や、供給体制が確立されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

食料品の内容の向上を目指し、年齢や障がいに応じた備蓄食料の導入を進めて参りました。副食の充実が図れていないことが課題となっています。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

備蓄計画に合わせ最終目標値を維持しつつ、適切なローリングストックを行います。災害時等における消費分については、適切な数量管理のもと、早期の復旧を図ります。調査・研究を継続し副食等の内容充実に努めます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	毛呂山町町内救命講習受講者状況		
指 標 名	救命講習受講者数（累計）		
数値目標	初期値（平成30年度）		10,028人
	現状値（令和5年度）		12,245人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	14,500人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	応急手当の普及啓発を推進します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

救急件数が増加傾向であり、居合わせた方が早期に応急手当を行う事で救命率の向上と社会復帰に繋がります。また、いち早い応急手当が期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

新型コロナウイルスが第5類になったことで、事業所等の受講回数及び受講者数は増加しました。しかし、広報誌やSNSの活用がうまくできなかったため、一般公募による受講者数の増加には至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

救急訓練出向時に普通及び上級救命講習受講を案内するとともに、広報誌やSNSなどを活用した情報発信を行っていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	政策決定過程における男女共同参画の促進		
指 標 名	各種審議会などにおける女性委員の割合		
数値目標	初期値（平成30年度）		24.9%
	現状値（令和5年度）		27.3%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	30.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 第三次もろやま男女共同参画プラン		
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けて啓蒙活動を行います。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

様々な活動場面で全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

各所属長宛に各種審議会委員の選考において、積極的に女性の登用を推進する旨の通知を発出しましたが、一部の審議会において女性委員が減少したため、目標達成には至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

各所属長に対して、各種審議会等委員の選任について、積極的に女性の登用を推進するよう働きかけます。

令和6年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	友情都市をはじめとする地域間交流の推進		
指 標 名	地域間交流事業数		
数値目標	初期値（平成30年度）		9 件
	現状値（令和 5 年度）		11件
	最終目標値 （令和 6 年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	12件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	平成20年 2 月に友情都市を締結した宮崎県木城町をはじめ、他自治体との交流事業の推進を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
他地域との異なる文化・産業の交流によって自らの文化を再認識し、人々の交流を通じて町の活性化を図る効果が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
令和 5 年度は友情都市交流事業として、1 0 月の木城町町制施行 5 0 周年記念式典への参加、1 1 月の毛呂山町産業まつりにおける木城町の訪問、学校間交流事業における図画作品、書写作品の交換・展示を行いました。 また、企画財政課所管分の川越都市圏まちづくり協議会において、交流事業、婚活事業等 8 事業を行いました。コロナ禍以前の取り組みを再開しましたが、新たな交流事業の検討や提案等には至りませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
令和 6 年度は1 0 月の木城町ふるさとまつりへの参加、令和 7 年 2 月に予定されている毛呂山町合併 7 0 周年記念式典（仮称）における木城町との交流を予定しています。 また、教育委員会における新事業として、令和 6 年度から両町の小学生同士の訪問・交流事業が開始され、住民の交流（小学生）という新たな交流事業が展開されます。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町内循環バスの利便性向上		
指 標 名	町内循環バスの利用人数		
数値目標	初期値（平成30年度）		30,017人
	現状値（令和5年度）		24,118人
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	34,000人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 毛呂山町生活交通確保維持改善計画		
事業概要	日常生活の移動手段確保や公共施設の利便性向上のため、町内を循環するバスを運行します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

町内循環バス（以下、「もろバス」という）の運行により、通院、買い物、鉄道駅、公共施設等への移動の利便性向上が見込まれます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度のもろバスの利用者数は、令和4年度の利用者数（22,344人）と比較して約8%伸びていますが、未だ初期値を下回っている状況です。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され行動制限が解除された後、観光や買い物など移動時の利用につなげるための周知が不足していたことが課題として考えられます。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

令和6年10月から毛呂山町コミュニティバスが、現行の3台体制から5台体制に増車され、またバス停留所の数も増えるため、利用者の利便性向上が図られるとともに、利用者数の増加も期待できます。
新たな運行開始になるため、新しいルートやダイヤが利用者に浸透し、安心して気軽に毛呂山町コミュニティバスを利用していただけよう効果的な周知を図ります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	指定区域内への企業誘致の推進		
指 標 名	産業系土地利用区域内の企業立地状況		
数値目標	初期値（平成30年度）		81.7%
	現状値（令和5年度）		100%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	地域経済の活性化や雇用の創出を目指し、産業系土地利用区域に指定した区域内への企業誘致を推進します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

新たな企業進出に伴う町内産業の活性化により、地域経済の活力が生まれます。また、人口減少対策の一つとして雇用の場の創出を図ります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

町が企業誘致促進のために指定した区域については、全区域において進出企業が決定しています。企業誘致には一定の成果を得た状況であることから、毛呂山町企業誘致促進条例の一部を改正しました。

今後につきましては、税収や町内在住者の雇用などの観点から町内に進出した企業による地域経済への影響について十分な検証を行う必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

多くの企業が本町に魅力を感じてもらえるよう、企業が進出しやすい環境整備に努めていきます。また、地域活性化や従業員の定住促進の観点から、町内在住者の雇用や従業員の町内転入に際しての支援制度について、引き続き進出企業に対して制度周知を行ってまいります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	電子申請手続きを増やし、利便性向上を図る		
指 標 名	LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数 ※令和6年度から指標名を「電子申請システムの利用件数」から「LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数」に変更		
数値目標	初期値（平成30年度）		205件（電子申請システムの利用件数）
	現状値（令和5年度）		15,125件（LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数）
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	19,000件（LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数）
		H30当初目標値	300件（電子申請システムの利用件数）
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	電子申請の推進を図ります。なお、令和5年7月からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことから、令和5年度をもって埼玉県電子申請サービスの共同利用から脱退しました。今後の電子申請については、LINEを活用して推進していく予定です。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

マイナンバーを活用した情報連携により添付書類の省略範囲が広がっています。電子申請の活用により来庁せずに申請が完了する事務が増加し、住民の利便性が向上します。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年7月からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことにより、令和4年度と比較してオンライン申請の利用件数は大幅に増加しています（令和4年度実績：3,420件）。しかしながら、小中学校及び保育園の欠席連絡、水道の開閉栓や町民へのアンケート調査、イベント申込み等での利用件数が大部分であり、一般的な行政手続きに係る申請については、利用が少ない状況です。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

令和5年度からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことにより、令和6年度より埼玉県電子申請サービスの共同利用から脱退しています。今後は、町民にとって身近なSNSであるLINEを活用したオンライン申請サービスの更なる普及を目指し、町公式LINEの登録者数を増やすため、町広報紙やホームページ等で周知をしていくとともにオンライン申請が可能な手続き数を増加させていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・町の財産の取得や処分、維持管理に関すること ・入札参加資格の審査や工事等の入札に関すること ・町営住宅に関すること ・福祉会館の施設維持管理、指定管理に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
町の財産の処分や有効活用、庁舎等の適正な維持管理による経費の削減及び公正な入札の実施による工事等の履行の確保については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	財産の処分や有効活用による歳入の確保		
指 標 名	土地及び物品の売払・貸付収入の合計額		
数値目標	初期値（平成30年度）		10,837,631円
	現状値（令和5年度）		24,528,309円（単年） 81,873,430円（累計）
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	97,131,121円
		H30当初目標値	57,000,000円
設定根拠	過去5年間の実績値などを基に設定		
事業概要	未利用地の売払い及び貸付を行い、歳入を確保します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の成果が期待されます。			
公有財産の処分によって歳入の確保が期待されます。また、庁舎等の適正な維持管理や公正な入札の執行によって歳出の削減が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
5件の物件を公売に付し、3物件を売却しました。残りの2物件は応札者がありませんでした。公売物件についての周知と価格設定、売却方法の工夫と検討が必要です。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
土地処分に向けた諸手続を進め、購入希望者をホームページや広報等を通じて広く募ります。また、未利用地の売却に関しては、土地が所在する地域等の調整や、必要に応じて価格設定等の見直し等を検討し、不調に終わった用地についても再調査をして、価格設定等を詳細に検討し目標達成に向け取り組んでまいります。			

令和6年度

目 標 設 定 書 （税務課）

税務課長 高 木 洋

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・町税及び国保税の賦課徴収に関すること

・納税思想の普及及び納税の奨励に関すること

・資産評価に関すること

・所管証明の発行に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

公平・公正な町税の賦課徴収は納税者のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町税滞納額の圧縮		
指 標 名	町税滞納額		
数値目標	初期値（平成30年度）		376,469,933円
	現状値（令和5年度）		150,271,138円
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	136,000,000円
		H30当初目標値	160,000,000円
設定根拠	町税収納向上計画		
事業概要	税収確保に向け課税客体の把握、適正な課税、収納対策の強化を実施します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

歳入の主たる財源である町税を確保することで、町政の安定的な運営を図ることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

賦課徴収における「公平性の確保」を理念に収納率向上を目指し、滞納処分の強化や地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止を実施した結果、滞納額を約2,650万円減額することができました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

掲げた目標については達成することができましたが、より一層滞納額を減額するため、今年度においても、口座振替の推進や滞納処分の強化等、積極的な滞納整理を実施していきます。

令和6年度 目標設定書（住民課）

住民課長 吉田茂雄

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・戸籍に関すること

・住民基本台帳に関すること

・印鑑登録に関すること

・国民健康保険に関すること

・国民年金に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

現在毛呂山町に住んでいる町民のかた、さらにこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	マイナンバーカード取得促進		
指 標 名	マイナンバーカードの取得件数（率）		
数値目標	初期値（平成30年度）		4,548件(13.3%)
	現状値（令和5年度）		24,694件(75.7%)
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	26,500件(81.2%)
		H30当初目標値	21,500件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	マイナンバーカードの取得を促進します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

マイナンバーカードの取得促進を図ることによって、住民の利便性向上や窓口業務の負担軽減が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

マイナポイントキャンペーン中と比較すると、取得率について伸び率の低下がみられました。住民課来庁者への勧誘活動のほか、役場へ来庁して申請することが難しい方への対応として、町内各公共施設での出張申請受付を実施しました。広報もろやまのほか、地区への回覧や、デジタルサイネージでお知らせを工夫し、自宅訪問申請受付を行いました。令和5年度の目標値には至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

健康保険証は令和6年12月2日に廃止されることが決定しているため、住民に対し、マイナ保険証の利便性やマイナンバーカードの安全性について、チラシを利用し丁寧に説明します。また、マイナンバーカードで年金見込額の試算や年金記録の確認なども行えることから、役場来庁者に対しての案内の際にチラシを配布します。町広報紙や町ホームページ、デジタルサイネージを利用した広報を行うとともに、住民票と印鑑証明書の申請書、国民健康保険限度額適用認定申請書の目立つ位置に、マイナンバーカード利用によるメリットを表示し、マイナンバーカードの取得を促進してまいります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・ 地域福祉に関すること ・ 障害福祉に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	地域福祉の推進		
指 標 名	地域見守りネットワーク結成数		
数値目標	初期値（平成30年度）		11地区
	現状値（令和5年度）		11地区
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	17地区
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	自治会または自主防災組織を単位として協定を締結し、災害時や緊急時において支援を要する地域住民への日ごろからの見守り活動を実施します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
地域住民、ボランティア、関係機関との協働により、在宅生活における不安の解消や生活課題の早期発見に努め、住み慣れた地域での安心した生活の確保を図ります。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
昨年度は、数値目標を達成することができませんでした。今後は従来のネットワーク維持のみならず、様々なかたちの広域的なネットワークに対する乗り入れや機能連携を強化をしていきます。また、地域には、時間をかけて説明に努める必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
地域の民生委員・児童委員に、ネットワークの重要性を改めて説明すると共に、課題や意見などを聴取していきます。また、社会福祉協議会で実施している地域ふくしサポーター制度など、既存のネットワークを活用した機能連携を強化していくことで、地域の見守り体制の充実を図ります。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・ 地域福祉に関すること

・ 障害福祉に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	障害福祉の推進		
指 標 名	計画相談支援事業者によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率		
数値目標	初期値（平成30年度）		79.6%
	現状値（令和5年度）		78.1%
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	障害福祉サービスを利用する際にサービス利用計画を作成し、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

計画相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成により、適時サービスの利用状況の検証と見直しを行うことで、適切な障害福祉サービスを提供することができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

相談支援事業所や関係機関と意見交換や情報共有を図るなど連携強化に努めましたが、相談支援専門員の数が増えない中、サービス利用者の増加が著しく、数値目標達成に至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

サービス利用希望者が増加する中、相談支援専門員が活動しやすい体制づくりを目指し、サービス等利用計画作成に繋げるため、相談支援事業所や関係機関との話し合いを行っていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・高齢者福祉に関すること

・高齢者医療に関すること

・介護保険に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

福祉サービスでは、おおむね65歳以上の町内在住者、介護保険事業では、要介護・要支援状態となった65歳以上の方及び40歳以上で特定疾病に該当する方、後期高齢者医療では、75歳以上の町内在住者のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	ゆずっこ元気体操等を通じた地域づくり		
指 標 名	住民主体の通いの場設置数		
数値目標	初期値（平成30年度）		37地区
	現状値（令和5年度）		41地区
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	50地区
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	住民が主体となり、地域で体操等を通じた地域づくりが実施できるように支援します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

介護予防やフレイル予防等を目的とした「ゆずっこ元気体操」を中心に、様々な活動を行う「通いの場」を地域住民が主体となり運営していくことを通じて、利用される方々の生きがいや心の居場所、仲間の輪を拓ける拠点となることが期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

働く高齢者の増加等により、体操をサポートする介護予防サポーター（ゆずフィット）の担い手、後継者が不足してきており、体操の継続が困難な地区も出るなどサポーターの養成が進みませんでした。また、交通手段がないため、体操への参加が難しい高齢者に対する支援が進みませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

ゆずっこ元気体操の継続支援並びに介護予防・フレイル予防のための理学療法士、言語聴覚士及び管理栄養士による出前講座、認知症サポーター養成講座等を地区と共に開催していきます。また、地域住民が主体となって活動内容を企画していけるよう支援していきます。
新規立ち上げ地区に対しては、ゆずっこ元気体操の定着のための集中的支援及びその後の継続支援を実施していきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・ 保育所への入退所に関すること

・ こども医療及びひとり親家庭等の医療に関すること

・ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること

・ 児童虐待防止に関すること

・ 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること

・ 子育て支援センターに関すること

・ 放課後児童健全育成事業に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

毛呂山町に住む18歳未満の児童並びに子育て中の保護者の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	子育てに関する相談事業の充実		
指 標 名	子育て支援センターの子どもの利用者数に対して、相談を受けた件数の割合		
数値目標	初期値（平成30年度）		11.8%
	現状値（令和5年度）		37.5%
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	38.0%
		H30当初目標値	16.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	利用者からの相談に対し、子育て支援員が情報提供や助言等を行います。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

身近な場所で相談・助言を行うことにより、保護者や妊婦が円滑に教育・保育・保健その他の子育て支援を利用することができます。また、当事者の目線に立ったよりそい型の支援により、子育てする保護者の孤立、負担や不安の軽減を図ることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

新型コロナウイルスが5類に移行し、子育て支援センターを利用する子どもの数は増加傾向にありますが、初期値時の人数まで戻っていないため、数値目標である相談件数の割合が大きく増加しています。

一方、利用者の増加割合に対して相談件数の増加割合が高く、不安や孤独を感じている子育て家庭がいます。今後も利用者が身近な場所で気軽に相談することができるよう環境を整えるとともに、相談者は複数の子育て支援施設を利用していることがあることから、必要に応じて他施設と情報を共有し、適切な支援につなげる必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

オンライン会議を活用し、町内だけでなく、町外の施設とも定期的に情報共有を実施し、子育てに不安や孤独を感じている保護者が安心して子育てができる環境を整えていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・住民の健康の保持増進に関すること ・母子保健に関すること ・感染症予防に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
各種がん検診、健康教室・健康相談は毛呂山町に住んでいる成人の方、特定健診・特定保健指導は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度に加入している方、母子保健事業は乳幼児とその保護者、予防接種事業は子どもから高齢者の方など、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	特定健診の受診率向上		
指 標 名	特定健診の受診率		
数値目標	初期値（平成30年度）		47.9%
	現状値（令和5年度）		45.2%（R6.10月確定のため暫定値）
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	60.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 第3期毛呂山町国民健康保険保健事業実施計画、第4期毛呂山町特定健康診査等実施計画		
事業概要	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防対策の一環として特定健診を実施し、その結果に応じ、保健指導の対象者を階層化し、生活習慣改善のための事業を実施します。また、健康診査により、疾病の早期発見・早期治療に努めます。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
受診率が向上することで、生活習慣病を早期に発見するとともに、健康管理についての認識と自覚の高揚が期待できます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
4月に初回案内通知を行い、申込のない人に複数回の受診勧奨通知を行いました。また、集団検診においては、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診等を同時実施し、申込者の希望日に受診できるよう、日程調整に努めました。しかしながら、受診率は目標値に達しませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
申込方法について、従来の郵送や電話による方法に加え、申込みしやすいよう令和6年度からLINEによる申込みを追加します。また、民生委員等、地域組織の会合に赴き、地域での受診勧奨を進めるべく、アウトリーチ型の啓発に努めます。さらに、個別健診の委託医療機関に対し、毛呂山町の疾病状況の現状を説明し、特定健診受診率向上について協力を得るよう努めます。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること

・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること

・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること

・犬の登録及び狂犬病予防に関すること

・交通安全対策及び防犯の推進に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	ごみ（可燃物・不燃物）減量化の推進		
指 標 名	1人1日あたりのごみの排出量		
数値目標	初期値（平成30年度）		783 g
	現状値（令和5年度）		744 g
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	735 g
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	ごみの減量化を推進するため、分別のルールを徹底しごみの排出量を減少させます。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

適切にごみが分別されるようになり、排出量の減少が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

家庭用生ごみ処理機器の設置補助や生ごみ処理機キエーロの販売を行いごみの減量化の推進に努めました。また、昨年度より新型コロナウイルス感染症対策の規制が緩和され、中止していたごみの分別勉強会が再開されたことにより、成果が現れていますが、令和5年度の目標値（743g）に僅かながら達しませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

ごみの減量化を推進するために家庭用生ごみ処理機器の設置補助や生ごみ処理機キエーロの販売を行います。また、ごみの分別勉強会を継続し、ホームページや広報紙等によりごみ減量化の啓発等の取組を行います。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・農林業に関すること ・商工業に関すること ・観光の振興に関すること ・消費者の保護に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	農地の保全		
指 標 名	遊休農地解消・活用面積		
数値目標	初期値（平成30年度）		2ha
	現状値（令和5年度）		1.5ha (累計14.7ha)
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	2.0ha (累計16.7ha)
		H30当初目標値	10 ha(累計)
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	新たな農業の担い手、認定農業者による農地の集積を進めることにより、遊休農地の活性を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
遊休農地の存在は、病虫害の発生、有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床となるなど地域環境に影響を及ぼし農村の景観を損なう要因となりますが、こうした課題の解消が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
農地を借りたい人と貸したい人を仲介する農地中間管理制度を利用して新たな借り手を見つけることで、農地を有効活用できるよう促していますが、担い手の高齢化などによる農家数の減少により遊休農地は増加傾向にあります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
農地中間管理制度の利用を促すため、認定農業者へ働きかけを行うなど、更に農地の有効活用を図ります。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・農林業に関すること ・商工業に関すること ・観光の振興に関すること ・消費者の保護に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	町内産業の活性化を図ります		
指 標 名	毛呂山町商工会の会員数		
数値目標	初期値（平成30年度）		636人
	現状値（令和5年度）		609人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	641人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	町内商工業の活性化を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
町内事業者が商工会に加入することにより、連携の強化が図られ、町内事業所が活性化する効果が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
現在も昨年同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、廃業する事業者が増えているため、商工会の会員数が初期値に比べ減少しています。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
小規模事業者応援事業補助金や創業支援事業などの取り組みにより、商工会の会員数増を目指します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・農林業に関すること ・商工業に関すること ・観光の振興に関すること ・消費者の保護に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	観光客数を５％以上増やします		
指 標 名	入込観光客数		
数値目標	初期値（平成30年度）		71.3万人
	現状値（令和５年度）		48.3万人
	最終目標値 (令和６年度)	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	80万人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	観光キャンペーンや各種イベントを開催し、入込観光客数の増加を目指します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
入込観光客数の増加により、町内の交流人口が増加するとともに、町内産業等の活性化が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
令和５年度は４年ぶりとなる「産業まつり」を開催し、伊奈町バラ園のバラまつり式典でのもろ丸くん出演や、伊奈町・川島町と共に３町連携によるフォトグランプリや東京ドーム主催の「よいどれ市2023」でのもろ丸くんの出演など、各種イベントへは積極的に参加し、観光PRを行いました。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
本年は毛呂山町合併７０周年を冠してイベント等を開催し、多くの観光キャンペーンへ参加することにより入込観光客数の増加を目指します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること ・開発許可及び建築関係等の事務に関すること ・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること ・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	企業誘致の基盤となる区域の指定		
指 標 名	産業系土地利用区域の面積		
数値目標	初期値（平成30年度）		18.2ha
	現状値（令和5年度）		18.2ha
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	30.0ha
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	毛呂山町都市計画マスタープランの推進を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。			
自然や環境、景観などの地域特性を活かすとともに、社会経済情勢の変化に対応した調和のある土地利用を図ることが期待できます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
産業基盤となる候補地について関係機関や関係各課との協議を実施してきましたが、目標達成には至りませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
産業基盤となる候補地について、引き続き関係機関や関係各課との連携により農振農用地の調整や農業投資に係る調査等を進めていきます。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること ・開発許可及び建築関係等の事務に関すること ・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること ・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	安全で快適な生活道路の整備		
指 標 名	道路の改良延長		
数値目標	初期値（平成30年度）		135,617m
	現状値（令和5年度）		135,946m
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	137,900m
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	町道の整備を進めます。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。			
町の軸となる幹線道路や補助幹線道路を整備することにより、町内の移動円滑化が図られるとともに、狭隘道路の拡幅や側溝・舗装の整備により身近な生活道路の安全性・快適性が確保されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
適正な道路整備は住民生活を支えるとともに、交通の円滑化に資するものですが、事業費の財源確保が課題となっています。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
歳出面では建設事業コストの圧縮に努めると共に、歳入面でも国庫補助金の充当や起債制度の適用等による町財政負担の軽減に努めます。 その上で計画路線の事業化に向けて土地権利者への説明、事業用地の取得、関係機関との協議等を進めて行きます。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること			
・開発許可及び建築関係等の事務に関すること			
・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること			
・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	快適な生活と河川の水質保全		
指 標 名	公共下水道処理区域		
数値目標	初期値（平成30年度）		408.1ha
	現状値（令和5年度）		436.6ha
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	456.9ha
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合が実施している事業であり、快適な生活と河川の水質保全を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。			
河川などの水質保全が期待できます。下水道工事を行い安心安全、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造します。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
昨年度の目標値（438.3ha）達成には至りませんでした。最終目標に向けた計画的な工事発注、工事コストの縮減及び品質向上に努めます。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
目標整備面積を達成するために、工事の早期発注に加え、工程管理をし工事量の安定に取り組めます。また、社会資本整備総合交付金の確保及び工事費等の縮減を行います。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・水道料金の調定・徴収等に関すること ・水道施設の拡張、改良及び維持管理に関すること ・水質検査に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
水道水の供給は、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む皆さん及び毛呂山町で働いている全ての皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	耐震化の向上		
指 標 名	管路に占める石綿セメント管の割合		
数値目標	初期値（平成30年度）		12.1%
	現状値（令和5年度）		8.3%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	7.8%
		H30当初目標値	8.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 毛呂山町水道事業ビジョン		
事業概要	老朽化して強度の弱くなっている石綿セメント管を耐震性の高い水道管に更新する事業です。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
耐震性の高い水道管へ更新することにより漏水事故を抑制し、将来にわたり安全、安心で安定的に水を供給できる水道事業を維持します。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
当初予算で予定していた石綿セメント管の布設替え箇所は概ね計画どおりに実施できましたが、急激な燃料費、材料費の高騰や水需要の減少に伴う水道料金収入減少の影響が続く中、予定していた工事箇所以上の実施には至りませんでした。更新延長は、約1.4kmでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
補助金等を活用し、老朽化した水道施設全般の耐震化を進めてまいります。 特に石綿管については、令和6年度からの新たな更新計画を立て早期の解消を目指します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・ 学校に係る予算の執行及び管理に関すること ・ 学校施設の維持管理に関すること ・ 学校施設及び教具その他設備の整備に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
町立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員のために。 また、学校に関わり協力いただいている全ての地域の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	教育環境の整備・充実		
指 標 名	ICT環境整備による教員のICT活用指導力の向上		
数値目標	初期値（平成30年度）		60.0%
	現状値（令和5年度）		86.1%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	学校ICT環境の適切な管理を行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
小中学校内にネットワーク環境を整備し教員のICTを活用する指導能力が向上することにより、児童生徒の情報活用能力の向上が図られます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省調査）において、授業にICTを活用して指導する能力に対する肯定的な回答（できる、ややできる）の割合が86.1%となり、令和5年度の目標値（85.0%）を達成することができました。引き続き効果的な活用方法の習得を目指す必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
教員及び児童生徒に対して快適なICT環境を提供するため、継続して適切な管理を実施します。また、各学校において情報研修会等を開催し教員のICTを活用した指導能力の向上を図るほか教員の連携を深め100%を目指します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
毛呂山町に住んでいる児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	確かな学力の定着と自立する力の育成		
指 標 名	埼玉県学力・学習状況調査で前年度から学力が伸びた児童生徒の割合（国語）		
数値目標	初期値（平成30年度）		61.8%
	現状値（令和5年度）		64.5%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	65.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	各小中学校における指導方法研究等に「埼玉県学力・学習調査」を活用し、学習指導における質の向上を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
「埼玉県学力・学習状況調査」は、児童生徒一人ひとりの学力の伸びの把握により、児童生徒の1年間の学習成果に加え、教員の取組の成果を確認することができます。 毛呂山町学力向上対策委員会において、学力向上に効果のあった取組を分析し共有することで、指導内容の工夫や改善を図ることができます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
国語については、学力を伸ばした児童生徒の割合が、目標値まであとわずかとなっており、学校ごとに見ると、目標値及び県平均を超える伸びが見られた学校、学年もありました。学力レベルで見ると学年が上がるごとに、県平均に近づいている傾向があります。また、児童生徒が「相手を意識して文章を書く」「学習の成果のふりかえりを文章で書く」活動への取り組みに力を入れている先生が、学力を伸ばしております。これらの取り組みを町内で共有し、児童生徒の「文章を書く」ことへの抵抗感を減らしていく必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
学力向上対策委員会を通じて、「毛呂山町授業の心得」を活用した授業づくりについて再度周知を図ります。また、各学校で行っている「文章を書く」活動への取り組みについて、調査研究を行い、より効果がある取り組みを町内に広げていきます。さらに、特別活動の充実を図り、児童生徒が安心して自分の考えを言語化できるような学級経営について研究を深めて参ります。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
毛呂山町に住んでいる児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	確かな学力の定着と自立する力の育成		
指 標 名	埼玉県学力・学習状況調査で前年度から学力が伸びた児童生徒の割合（算数・数学）		
数値目標	初期値（平成30年度）		66.1%
	現状値（令和5年度）		46.8%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	70.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	各小中学校における指導方法研究等に「埼玉県学力・学習調査」を活用し、学習指導における質の向上を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
「埼玉県学力・学習状況調査」は、児童生徒一人ひとりの学力の伸びの把握により、児童生徒の1年間の学習成果に加え、教員の取組の成果を確認することができます。 毛呂山町学力向上対策委員会において、学力向上に効果のあった取組を分析し共有することで、指導内容の工夫や改善を図ることができます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
全体としては、目標値に達することはできませんでしたが、目標値及び県平均を超える伸びが見られた学校、学年もありました。現状値と目標値との差が大きくなった要因としましては、学力の中間層に伸び悩みが見られたことや、令和5年度より始まったCBTによる調査により、学習端末操作に不慣れだったことが挙げられます。児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるような課題設定の工夫や、家庭学習も含めた習熟の機会の確保が必要となります。また、学習端末を効果的に活用した授業改善に取り組んでいく必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
学力向上重点校を指定し、学力向上対策委員の授業参観や、研究協議会への参加を通して、重点校の取り組みを町内で共有して参ります。また、学力向上対策委員会を通じて、「毛呂山町授業の心得」を活用した授業づくりについて再度周知を図ります。さらに、算数における学力の中間層を伸ばすための取り組みについて、授業及び授業外の取り組みについて研究を深めて参ります。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること			
・学習成果を活かすための活動の支援に関すること			
・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること			
・生涯スポーツの普及に関すること			
・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	学習成果の地域還元		
指 標 名	生涯学習ボランティア人材バンクの利用回数		
数値目標	初期値（平成30年度）		33件
	現状値（令和5年度）		8件
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	43件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	町民や公共機関の求めに応じて、登録団体や登録者が講座・講演会・授業及び部活動等の指導者・助言者として講義や講習等を行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
学びの成果を発表する機会や、地域に還元する場を提供することは、学習者が主体的に活動する意欲や向上心の醸成にもつながります。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
利用回数は一昨年度より増加しましたが、利用する団体が固定化傾向になっているなどの理由により、目標値には届きませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
広報、ホームページ掲載や各自治体の区長や子ども会へ人材バンクの活用について通知及びガイドブックを配布し、活用していただくよう周知します。また町の事業でも利用していただくよう役場内部へも周知していきます。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	生涯を通じた学習機会の提供		
指 標 名	人権に関する研修会などへの参加者数		
数値目標	初期値（平成30年度）		637人
	現状値（令和5年度）		488人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	730人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	女性・子ども・高齢者・障害者等の様々な人権問題に関する講義、視察研修を開催します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
住民が人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会が実現されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
事業の回数を増やし、人権に関する学習機会を増やしたため、参加者数は増加していますが、参加者の固定化が見られます。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
人権を学ぶ意義を広報、ホームページで掲載して講座の募集を行い、より多くの人に受講の機会を提供します。また、公民館サークルや子ども会だけでなくPTA等の団体へ募集の通知を配布する等、多くの方に参加していただくよう周知します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	住民スポーツの振興と健康づくりの推進		
指 標 名	軽スポーツ実施延べ人数		
数値目標	初期値（平成30年度）		7,717人
	現状値（令和5年度）		7,893人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	8,561人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	軽スポーツ大会や教室を開催します。また、各種スポーツ実施団体の支援を行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
住民が気軽に楽しみながらスポーツに親しむことによる健康増進効果や、スポーツを通じたコミュニティ形成が期待できます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
今まで普及に取り組んでいたラケットテニスから、新たにモルックやスカットボールなどの軽スポーツの普及に取り組むため軽スポーツ体験会を複数回開催しましたが、目標の参加者数には届きませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
昨年度から新たに普及を始めたモルックやスカットボールなどの軽スポーツ体験会を含め、主催の軽スポーツ大会等の内容や周知を改善するとともに、出前講座や軽スポーツ用具の貸出しの更なる周知に努め、軽スポーツ参加者の増加を目指します。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・定期講座の開設に関すること ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること ・図書、記録、模型、資料等の利用に関すること ・体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること ・各種団体、機関等の連絡調整に関すること ・住民の集会等の公共的利用に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
仲間づくりや生きがいをづくりを望む毛呂山町に住む全ての住民の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目標名	公民館利用者数の拡大		
指標名	公民館利用者数延べ人数		
数値目標	初期値（平成30年度）		101,365人
	現状値（令和5年度）		52,240人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	101,500人
設定根拠	中央・東公民館年間利用者数 初期値を上回る人数を設定		
事業概要	いきいき大学もろやま、公民館教室・講座		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
地域住民の学習意欲に応え、生きがいをづくりを支援することで、住民一人ひとりの生活の豊かさを創出します。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
「いきいき大学もろやま」が東公民館のみでの実施であるため、今後開催会場の検討が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の利用規制緩和によりサークル活動は再開されましたが、規制期間中のサークル離れが進み活動に参加する方の人数が前年度より減少しました。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
できるだけ多くのサークルが利用できるよう日程調整等を行います。また、サークル活動の活性化のために、新規講座の開設や活動内容の周知のための広報及びホームページでのPRを実施します。			

令和6年度

目 標 設 定 書 （学校給食センター）

学校給食センター所長 笹 川 博 嗣

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
安全・安心な学校給食の提供に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
町立小中学校に在籍する全ての児童・生徒の皆さんのために			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	地場産物を活用した特色ある献立の導入		
指 標 名	地場産物使用量		
数値目標	初期値（平成30年度）		6,472kg
	現状値（令和5年度）		11,286kg
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	12,500kg
設定根拠	令和2年度使用量（12,125kg）を基準にして、毎年、地場産物の使用を一定量増量することとし、児童・生徒数の減少も考慮して最終目標値を12,500kgとしました。		
事業概要	児童・生徒の郷土への関心や親しみ、生産者への感謝の気持ちを育むため、地場産物を活用した特色ある安全安心な学校給食を提供します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
地場産物を活用した特色ある献立を作成し、活用した食材等を紹介することにより、食を通じて児童・生徒の生産者に対する感謝の気持ちと郷土愛が育まれます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
地場産物の活用に努めた結果、令和5年度の地場産物の使用量は11,286kg、前年度比で1,018kg、約9.9%の増となりました。しかしながら、青果物は天候等により価格や品質が不安定な面もあり、安定した入荷が難しい食材もありました。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
学校給食に地場産物を活用するには、安定して大量の食材の確保が必要となります。今後も、いるま野農業協同組合及び生産者等に対し出荷について働きかけを行うとともに、食育の観点から地場産物を献立に取り入れたいという趣旨を伝えるなど、引き続き連携を密にし、地場産物の安定した数量の確保に取り組み、目標達成に努めてまいります。			

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・毛呂山町の歴史や民俗に関する資料を収集、整理、保存に関すること。また、収集、整理した資料の調査・研究に関すること ・調査研究成果の展示業務に関すること ・埋蔵文化財の調査や指定文化財の管理等、文化財保護の全般的な事務事業に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
資料の収集、整理・保存、調査・研究や展示業務、様々な講座は、郷土の歴史文化に関心を持ち、教養を深め、自らの学習に活用する人のために。文化財保護の業務は、指定文化財の所有者・管理者及び文化財に関心を持つ人のために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	文化財保護ボランティアの育成		
指 標 名	文化財保護ボランティア活動回数		
数値目標	初期値（平成30年度）		15回
	現状値（令和5年度）		108回
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	115回
		H30当初目標値	25回
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	ガイドと文化財について学習会を企画し、学習成果を鎌倉街道ガイド等のボランティア活動に生かせるよう取り組みます。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
目標達成に向けた取組により、ボランティアの学習成果の発表機会の増加や、住民の視点を取り入れた文化財保護活動の活発化といった効果が得られると考えられます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
文化財保護ボランティアの活動の一つである鎌倉街道ガイドボランティアにおいては、活動の周知が十分ではありませんでした。 ボランティアの主な活動の場が史跡鎌倉街道周辺を中心とした町東部に偏る傾向がありましたが、町内全ての中学校の郷土学習でボランティアを交えた学習支援を行い、全町域での活動の機会が広がりました。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
史跡鎌倉街道上道の普及とともに、ボランティアガイドの活動や内容について、鎌倉街道ガイドボランティアの情報発信をより進めていきます。 また、さまざまな文化財保護ボランティアの活動成果を紹介し、評価することで、ボランティアの育成と活動の発展を図ります。			